

平成31年4月10日
住宅局住宅生産課
住宅局市街地建築課

平成31年度「長期優良住宅化リフォーム推進事業」の募集を開始します！ ～既存住宅ストックの質の向上、良好なマンション管理に向けて～

既存住宅の性能向上や良好なマンション管理に資する優良なリフォームを支援する「長期優良住宅化リフォーム推進事業」について、本日より、補助対象事業の募集を開始します。

※なお、本事業に関する説明会を開催予定で、現在参加申し込み受付中です。（次ページ参照）

1) 補助対象住宅

リフォームを行う既存住宅（戸建住宅、共同住宅とも対象）

※事務所や店舗など住宅以外の建物は対象外

2) 主な事業要件

- ・リフォーム工事前にインスペクション（建物の現況調査）を実施すること
- ・一定の住宅性能を有するようリフォーム工事を実施すること
- ・リフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること

3) 補助対象費用

- ・性能向上リフォーム工事等に要する費用
- ・インスペクション、履歴作成、維持保全計画作成等に要する費用

4) 補助率・補助限度額

- ・補助率：補助対象費用の1/3
- ・補助限度額：リフォーム工事実施後の住宅性能に応じて100～250万円/戸
三世帯同居対応改修工事を実施する場合は50万円/戸を上限に加算

5) 応募方法・期間

①通年申請タイプ

本事業の要件に適合する場合は、受付期間内に事業者登録を実施することで、交付申請を行うことができます。

- ・事業者登録の実施者：施工業者又は買取再販業者
- ・事業者登録の受付期間：平成31年4月10日(水)～平成31年11月29日(金)

②事前採択タイプ（良好なマンション管理）

一定の要件を満たす長期修繕計画を作成するマンションにおいて、本事業の要件に適合し、かつ「良好なマンション管理に対応する先導的な取組み」を実施するものについて、提案を受け付けます。採択されれば、良好なマンション管理対応工事に要する費用等が補助対象に追加されます。

- ・提案者：施工業者、買取再販業者、マンション管理会社・設計事務所等
- ・提案の受付期間：平成31年4月10日(水)～平成31年5月17日(金)

③事前採択タイプ（安心R住宅）

本事業の要件に適合し、かつ「安心R住宅」の標章を付与して流通させるものについて、提案を受け付けます。

- ・提案者 : 「安心R住宅」の標章を付与することができるものとして国土交通省に登録された「特定既存住宅情報提供事業者団体」
- ・提案の受付期間 : 平成31年4月10日(水) ~ 平成31年5月17日(金)

④事前採択タイプ（提案型）

本事業で定める住宅性能の基準には適合しないものの代替とする措置が同等の性能を有すると認められる場合等、リフォームによる住宅性能の向上または長期に性能を維持保全する仕組みが先導性・汎用性・独自性等を有するものについて、提案を受け付けます。

- ・提案者 : 施工業者又は買取再販業者
- ・提案の受付期間 : 平成31年4月10日(水) ~ 平成31年5月17日(金)

※事業内容、事業者登録、応募方法等の詳細、交付申請等の手続きの詳細については、下記<本事業に関する問い合わせ先>記載のホームページをご覧ください。

※平成31年4月15日より全国9都市において、本事業に関する説明会を開催する予定で、現在参加申し込み受付中です。（平成31年4月2日公表済）
ご関心のある方は、次のURLをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000852.html

<本事業に関する問い合わせ先>

●長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

住宅性能に関する技術的相談、事業者登録、募集要領等に関する問合せ

ホームページ : http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

メー ル : qanda@choki-reform.com

F A X : 03-5805-0533

T E L : 03-5805-0522 ※平日10~17時(12~13時を除く)

●長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

交付申請、完了実績報告等の手続きに関する問合せ

ホームページ : <http://www.choki-r-shien.com/>

メー ル : toiawase@choki-r-shien.com

F A X : 03-5229-3571

T E L : 03-5229-7568 ※平日10~17時(12~13時を除く)

<問い合わせ先>

■制度全般について

国土交通省 住宅局 住宅生産課

TEL : 03-5253-8111 (内線39431、39463) 、 FAX : 03-5253-1629

■事前採択タイプ（良好なマンション管理）について

国土交通省 住宅局 市街地建築課 マンション政策室

TEL : 03-5253-8111 (内線39644、39643) 、 FAX : 03-5253-1631

良質な住宅ストックの形成や、若者による既存住宅の取得環境の改善、子育てをしやすい環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化、三世帯同居など複数世帯の同居の実現等に資するリフォームに対する支援を行う。

赤字:H31年度拡充

事業概要

【対象事業】

以下の①～③を満たすリフォーム工事

- ① インспекションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ② 工事後に耐震性と劣化対策が確保されること
- ③ 日常的に使用する居室等の部分が、省エネルギー性、バリアフリー性等のいずれかの基準を満たすもの

※若者が既存住宅取得時に行うリフォームは適用要件を緩和
(①、②のみ適用)

【補助率】 1/3

【限度額】 100万円/戸

- 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円/戸
さらに省エネ性能を向上させる場合 250万円/戸
- 三世帯同居改修工事を併せて行う場合は、上記の限度額のほか、50万円/戸を上限として補助

○インспекションの実施 ○維持保全計画・履歴・**長期修繕計画**の作成

○性能向上等 ○三世帯同居改修 ○**良好なマンション管理対応**

- ・耐震性
- ・劣化対策
- ・省エネルギー性
- ・維持管理・更新の容易性
- ・バリアフリー性
- ・可変性

省エネルギー性

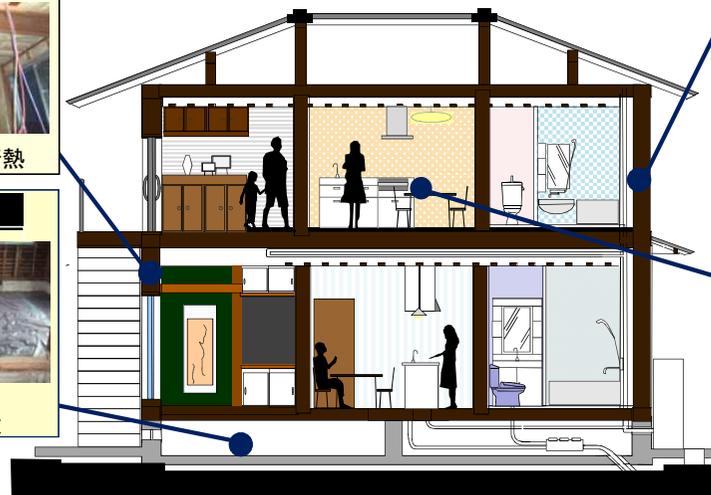


例)外壁の断熱

劣化対策



例)床下防湿
・防蟻措置



耐震性



例)軸組等の補強

三世帯同居改修



例)キッチンの増設

良好なマンション管理対応

例)管理の不用化等に寄与する改修

- ※三世帯同居改修工事については、工事完了後に、キッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数か所あることが要件
- ※良好なマンション管理対応工事については、①一定の要件を満たす長期修繕計画を作成すること、②評価委員会により良好なマンション管理に寄与するものとして認められた工事であることが要件

効果

- 良質な既存住宅ストックの形成
- 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化
- 三世帯同居の推進
- 若者の住宅取得への支援